

### 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座

目と耳両方に障がいのある盲ろう者を支援するボランティア養成講座です。自宅や施設で閉じこもりがちな盲ろう者の社会参加を促すため、通訳と介助技術を学習します。聴覚障がい者、視覚障がい者の受講も可。

- ▶日時 9月4日～11月27日(毎週火曜日) 午後1時～4時(10月23日を除く)
- ・10月21日(日) 午前10時～午後3時
- ▶場所 熊本県聴覚障害者情報提供センター(東区長嶺南2-3-2)
- ▶定員 15人(先着順)
- ▶費用 テキスト代(1,000円程度)
- ▶申込み 8月5日～24日までに電話(☎383-5595)またはファクス(385-7821)で熊本県聴覚障害者情報提供センターへ(障がい保健福祉課 ☎328-2519)



### 希望荘フェスタ2018

#### ■ステージイベント出演者募集

- ▶日時 11月11日(日) 午前11時～午後2時(20分程度)
- ▶申込み期間 8月31日(金)まで

#### ■商品販売団体募集

- ▶日時 11月11日(日) 午前10時半～午後2時半
- ▶申込み期間 8月31日(金)まで

#### ■文化祭作品展への個人および団体の出品募集

- ▶期間 11月10日(土)～16日(金) ※団体展示は11月5日(月)～16日(金)
- ▶募集作品 近年中に制作した絵画、木竹工、手芸、書道、写真など
- ▶申込み期間 8月8日(水)～9月16日(日) ※団体作品は9月10日まで

#### 【共通】

- ▶場所 イオン熊本中央店
- ▶対象 市内に住む障がいのある方、障がい者に関わる団体および学校
- ▶申込み 申込用紙を希望荘本館窓口へ持参 ※申込用紙は希望荘本館窓口で配布または希望荘ホームページ

(<http://kibousou.com/>)からもダウンロード可。

※応募多数の場合は抽選。

詳しくは、電話(☎371-5533)またはファクス(364-5309)で障がい者福祉センター希望荘へ。(障がい保健福祉課 ☎328-2519)

### 精神保健家族教室

無料

精神障がいのある方の家族の皆さんと一緒に学び、本人・家族にとってよりよい生活環境を作りましょう。

- ▶日時 8月18日(土) 午後1時半
- ▶場所 国際交流会館5階大広間A洋室
- ▶内容 講演「入院とはどういうことか、選択肢の一つとしての医療」
- ▶講師 斎藤 ひろみさん(菊陽病院地域連携室看護師長)
- ▶対象 市内に住む精神に障がいのある方と家族(入院患者の家族も可)
- ▶定員 50人
- ▶申込み 当日直接会場へ(精神保健福祉室 ☎361-2293)

平成30年度

## 65歳以上の方の介護保険料改定のお知らせ

65歳以上の方へ、8月上旬に平成30年度の介護保険料納付通知書または決定通知書を送付します。

#### 介護保険料の改定について

介護保険料は3年ごとに見直すことになっており、今後3年間で必要となる介護サービスなどの推計をもとに算定されます。今後も高齢化が進み、介護サービス利用者が増えることや制度改正により65歳以上の方に負担していただく割合が全体の22%から23%へ引き上げられたことなどから、平成29年度の介護保険料よりも保険料基準額が高くなっています。

介護保険料年額は、本人の所得および世帯の課税状況などに応じて13段階に分かれており、平成30年度の介護保険料基準額(下表第5段階)は年額81,120円(月額6,760円)です。

段階	対象者		料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者		0.45	3,042円	36,504円
	老齢福祉年金(※1)の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合				
第2段階	本人が市民税非課税	世帯非課税 本人の「公的年金等収入額(※2)」と「合計所得金額(※3)－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額(※4)」の合計が80万円以下の場合	0.625	4,225円	50,700円
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	0.75	5,070円	60,840円
第4段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.875	5,915円	70,980円
第5段階(基準額)		世帯課税 本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	1	6,760円	81,120円
第6段階		本人が市民税課税 本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	120万円未満の場合	1.2	8,112円
第7段階	120万円以上200万円未満の場合		1.3	8,788円	105,456円
第8段階	200万円以上300万円未満の場合		1.5	10,140円	121,680円
第9段階	300万円以上400万円未満の場合		1.7	11,492円	137,904円
第10段階	400万円以上500万円未満の場合		1.8	12,168円	146,016円
第11段階	500万円以上600万円未満の場合		1.9	12,844円	154,128円
第12段階	600万円以上700万円未満の場合		2	13,520円	162,240円
第13段階	700万円以上の場合		2.1	14,196円	170,352円

- (※1) 老齢福祉年金: 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金。
- (※2) 公的年金等収入額: 前年の税法上課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれない。
- (※3) 合計所得金額: 収入からその収入を得るために直接要した必要経費を差し引いた額。例えば年金収入のみの方であれば、年金収入から必要経費に代わるものとして公的年金等控除額を差し引いた額。(扶養控除や医療費控除、社会保険料控除、基礎控除などの所得控除前の額。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除前の額。なお、合計所得金額が0を下回った場合には0とみなす。)
- (※4) 公的年金等所得金額: 公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた所得金額。

#### 介護保険料の支払い方法

- 納付書により毎月納めていただく普通徴収と、年金から天引きされる特別徴収に分かれます。
- 普通徴収の方…決定した保険料の年額から、仮算定期間の保険料(4月～7月期)を差し引いた金額を、残りの納期(8月～3月期)の各月に納めてください。【便利な口座振替をご利用ください。】
  - 特別徴収の方…決定した保険料の年額から、仮算定期間の保険料(4月・6月・8月期)を差し引いた金額が、残りの納期(10月・12月・2月期)の各月に年金から天引きされます。

#### 介護保険料の減免について

一定の要件に該当する場合は、申請により減免の対象となることがあります。詳しくは、区役所福祉課へ。(平成28年熊本地震による減免申請について、平成30年度介護保険料は対象外です。)

※今回お送りする通知書は、インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担額免除などの手続きに使用できる場合があります。大切に保管してください。

詳しくは、区役所福祉課または高齢介護福祉課(☎328-2347)へ。